

# 社会福祉法人ひろせ福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひろせ福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員等については、報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。